



島根県報

令和3年3月12日（金）

号外第23号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第183号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷616番6地先から同579番2地先まで	前	メートル 3.93～ 22.52	メートル 396.42	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	6.81～ 29.64	394.43		

島根県告示第184号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川406番2地先から同384番2地先まで	メートル 151.70	令和3年 3月12日	浜田県土整備事務所	